

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 11月定例会 ——

令和2年11月19日（木）

令和2年11月 教育委員会定例会（甲）

開催日時 令和2年11月19日（木） 午後2時00分～午後3時35分

開催場所 大会議室

出席委員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員
青木雅代 委員

説明のための出席者 川上吉晴 教育部長
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
季高一成 地域学習支援課長
坂本伸之 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
関口優一 学校給食センター所長
岡村由美子 指導課長補佐
小影俊一 指導主事
松田弦 指導主事
豊田剛志 指導主事

書記 山本真由美 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主任
傍聴者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会11月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

それでは、はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は青木委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（7）、並びに議案第27号及び第28号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○古川教育長

はじめに、委員報告事項を行います。

（1）東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会について、三町教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○三町教育長職務代理者

令和2年度東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会につきまして、私からご報告いたします。

資料1をご覧ください。

研修は、10月29日木曜日、東村山ふるさと歴史館にて行われました。

小平市からは、古川教育長、丸山委員、青木委員、そして私三町、随員の山本教育総務課長補佐の5人で参加いたしました。

当該施設では、令和2年9月30日に下宅部遺跡が国指定史跡となったことから、それを記念した特別展が開催されておりました。

2班に分かれ、遺跡に関する講演と特別展の見学を行いました。現在の多摩湖下流に位置する下宅部遺跡一帯は、当時は低湿地帯であり、通常であれば腐食してしまう有機物の遺物が良好な状態で保存されていたようで、縄文時代後期の遺物が重点的に出土しています。

出土品から、植物の漆に関する一連の漆工技術、またカゴ編み技術、木材加工技術など、縄文人の生活の技術を知ることができる貴重な遺跡であり、こうした点が高く評価され、国指定に至ったものと解説されました。

学芸員から、出土品の解説だけでなく、縄文時代の技術を検証するために実施した様々な調査や実験に関することなどについてのお話も伺うことができ、興味深く拝聴しました。

今回は、時間の都合もあり、当該遺跡の子どもたちの学習への活用や市民への周知などについて

て詳しく伺うことはできませんでしたが、小平市でも、今まさに、鈴木遺跡が国指定史跡化を目指しています。鈴木遺跡は貴重な遺跡でありながら、残念なことに認知度が高いとは言えません。国指定をきっかけとして、自分たちが住んでいる地域に貴重な遺跡が存在していることをどう周知していくのか、つまり遙か昔から人の営みが連続と続いてきたことに思いを馳せ、地域への興味や関心、愛着、学習意欲を喚起できるような効果的な方策を検討していただきたいと思います。

○古川教育長

ありがとうございました。

以上で委員報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

(1) 小平市立学校に通う生徒の新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(1)小平市立学校に通う生徒の新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございません。

このたび、市立中学校に通う生徒の感染が確認されました。

11月10日(火)に感染が確認された後、濃厚接触者が特定され、当該濃厚接触者は、翌11日(水)から19日(木)まで自宅待機としております。

なお、保健所の指示を踏まえ、校内の消毒による感染予防対策を講じた上で、教育活動は継続しております。

本件につきましては、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりませんが、当該生徒が在籍する学校の保護者には学校の対応について周知しております。

学校におきましては、これまでも小平市立学校版感染症ガイドラインに基づき、感染リスクの低減を図りつつ教育活動を行ってまいりましたが、引き続き、感染防止に努めてまいります。

○古川教育長

次に、(2)市議会11月臨時会について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(2)市議会11月臨時会についてを報告いたします。

資料はございません。

市議会11月臨時会は、11月4日に開催され、同日に開催された総務委員会での審査を経て、

10月の教育委員会臨時会で議決いただきました、「令和2年度小平市一般会計補正予算（第6号）」について、可決されました。

○古川教育長

次に、（3）令和3年度予算編成方針について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（3）令和3年度予算編成方針についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

このたび、市長から令和3年度予算編成方針が示されました。

資料2ページ「2小平市の現状」をご覧ください。

未曾有の国難ともいえるべき新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、令和3年度に向けた小平市の主な課題としては、新しい生活様式に対応した施策の展開が求められるとともに、市内の開発等に伴う子育て世代の転入などによる保育ニーズの高まり、高齢化の進展に伴う地域での見守り等への対応、小平市第四次長期総合計画素案に掲げている基本目標横断プロジェクトの着実な推進、老朽化が進むインフラ施設の更新、近年頻発する突発的な災害への対応、延期となったオリンピック・パラリンピック競技大会に関する事業への対応などが挙げられております。

新型コロナウイルス感染症により、地域経済は大きな影響を受けており、令和3年度は、市の歳入の根幹をなす市税のうち、個人市民税及び法人市民税が大幅に減少する見込みでございます。

また、公共施設の利用抑制等に伴う施設使用料収入の減収など、様々な分野における収入の減少も想定され、このような状況は数年間続くことが見込まれております。今後、深刻な歳入の不足が予測されるため、持続可能で機動的な財政運営を進める必要があるとしております。

このような中で、令和3年度の予算編成においては、（仮称）「小平市第四次長期総合計画」に示される将来像の実現に向け、求められる行政需要に的確に取り組むべく、3ページから4ページにございますとおり、7項目の基本方針が示されました。

以上の内容を踏まえまして、現在、事務局にて令和3年度予算の編成作業を進めております。今後、財政当局等との調整を進めながら内容をまとめ、来年2月の教育委員会定例会において、審議していただく予定でございます。

○古川教育長

次に、（4）小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画（令和3年度～令和7年度）素案について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項（4）小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画（令和3年度～令和7年度）素案についてを報告いたします。

資料No.3をご覧ください。

本計画につきましては、現在、策定作業を進めておりますが、学識経験者、公募市民等で構成する小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画検討委員会での4回の検討を経て、このたび、素案がまとまりましたので報告をいたします。

詳細につきましては、教育施策推進担当課長から説明をさせます。

○中村教育施策推進担当課長

それでは、私から詳細についてご説明いたします。

資料No.3-1をご覧ください。

1、計画策定の背景でございます。「小平市特別支援教育総合推進計画後期計画」が今年度終了することから、特別支援教育に対するニーズの多様化など、変化に即した施策を講じ、本市の特別支援教育をさらに充実させるため、後期計画における取組の成果と課題を基に、令和3年度から令和7年度までの第二期、前期計画を策定するものでございます。

次に2、計画の位置づけでございます。本計画は、小平市における特別支援教育の理念と具体的な推進計画を併せもつ、総合的な計画です。また、長期総合計画の教育分野における計画「改訂版小平市教育振興基本計画」の個別計画として位置づけます。

次に3、計画対象期間でございます。前期計画としましては、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

次に4、計画の策定方法でございます。（1）小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画検討委員会を設置し、4回の議論を経るとともに、（2）「小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会」により素案の調整を行ってまいりました。

裏面をご覧ください。

また、計画策定の基礎資料とするため、（3）にございます、特別な支援を受けている児童・生徒の保護者を対象としたアンケート調査を、令和元年11月に実施いたしました。

次に5、計画素案の概要でございます。第1章から第5章で構成をしております。第1章は本計画の計画策定にあたってとしまして、計画策定の背景、国や東京都の動向、計画の策定方法等、六つの項目で記述しております。

第2章は、小平市における特別支援教育の現状と課題について掲載しております。特別支援教育に関する資源の現状、特別支援学級の児童・生徒の保護者アンケート結果から見る現状、施策ごとの現状（成果）と課題の3点について、お示ししております。

続いて、第3章は、計画の基本的理念と施策の体系でございます。こちらにつきましては、資料の3-2、計画の素案をご覧ください。49ページからご説明いたします。

基本理念の主題は、全ての子どもたちが生き生きと育つ小平へとし、後期計画から継承しております。副題は、今後の特別支援教育には、幼児・児童・生徒が将来の夢や希望を実現できるよう、一人一人の能力や可能性を伸ばし、より主体的で積極的な社会参画ができるようにすることが大切であることから、第2期計画では、子ども一人一人の能力や可能性を伸ばす、それぞれの

自立と社会参加をめざします。に変更いたしました。

次に50ページをご覧ください。

2、基本指針でございます。第1の指針は、乳幼児期から卒業後まで、どの時期においても児童・生徒の能力を最大限伸ばせる物的な教育環境、人的な教育環境を整備し、児童・生徒一人一人のニーズに応じた指導体制を整えること。

第2の指針は、関係機関が一層つながりを持ち、継続した一貫性のある支援を充実させること。

第3の指針は、一人一人のニーズに応じた支援を早期から行うためには、保護者の理解を深めたり、相談体制を充実させ、保護者に伝わるように周知したりすることが重要であること。

以上のことから、このような三つの基本指針を設定いたしました。

第4章は、施策の展開です。55ページから各基本指針に応じた基本的施策において展開する事業について作業しております。

その中から、1例を申し上げます。55ページをご覧ください。

③、児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施については、児童発達支援センターが発達の気になる子どもや、家庭の支援を行う地域の中核的な役割を担い、あわせて発達を支援するための窓口を設置するものでございます。

次に61ページをご覧ください。

①多様な学びの場の充実では、今後自閉症、情緒障害特別支援学級の設置については、他自治体の実践における成果と課題について、研究を進めてまいります。

次に62ページをご覧ください。

②（仮称）学習補助員の配置は、新規の項目となります。児童・生徒の日常生活上の支援や、学習指導の補助に携わる職を整理・統合し、（仮称）学習補助員を配置します。より充実した支援体制を再構築することで、中学校の知的障がい学級や肢体不自由児童・生徒等への支援を充実します。

次に76ページから77ページにかけてをご覧ください。

各基本的指針において展開する施策のうち、重点事業とする事業、取組について一覧として表として掲載し、策定する本計画期間における各年度の進捗を示しております。

続いて、第5章の推進体制でございます。81ページをご覧ください。

後期計画と同様に、全庁的に計画を推進するため、（1）小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会を設置し、計画の推進事項に係る連絡、調整及び検討を行い、本計画を総合的・体系的に推進してまいります。

また、本計画の適切な進行管理を行うため、（2）（仮称）小平市特別支援教育推進委員会を設置し、計画の進捗状況について意見を伺います。

最後に、この素案の今後の予定についてご説明いたします。

資料No.3-1にお戻りください。

3ページ目の下になりますが、6、市民意見公募手続の実施をご覧ください。

本年11月20日から12月21日までの間、パブリックコメントを実施し、広く市民から意

見を募ります。

裏面をご覧ください。

7、市民懇談会の実施でございます。市内3か所で市民公募団体を障がい者福祉計画と合同で開催いたします。

次に8、今後の予定でございます。市民懇談会等でいただいたご意見を踏まえ、計画案といたしまして、2月4日に今計画検討委員会で改めて協議した後、3月末までに第2期前期計画として、策定を行う予定でございます。

○古川教育長

次に、(5) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(5) 寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

1は、小川家文書目録ほかを小川進様、平野結子様より、ご寄附いただいたものでございます。なお、現在、小平市中央図書館で管理しております。

2は、坂本龍馬ガイドブックを坂本龍馬杯武州剣道大会実行委員会実行委員長、千葉まい様より、小平市立小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

○古川教育長

次に、(6) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(6) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

詳細をご説明申し上げます。資料No.5をご覧ください。

本日報告いたしますのは、6件でございます。そのうち新規申請は2件でございます。

そのうち、まず受付番号(14) 米村でんじろうサイエンスショーおもしろ科楽館です。東京労音府中センターと、公益財団法人小平市文化振興財団が共催する事業で、ステージ上で様々な科学現象を多彩に演出された実験により分かりやすく解説するものです。通常は小平市文化振興財団が単独で主催しておりますが、今回は別団体が共同で開催いたしますところで、新規扱いとさせていただきます。主立った内容に変更はございません。

続きまして、受付番号（15）小平五小地区コロナ禍防災シミュレーションです。防災・感染症対策委員会が主催する事業で、新型コロナウイルス感染症の流行下での自然災害発生を想定し、実際の避難所での動きを体感する事業です。第五小学校の体育館を使い、避難時の受け付けから避難場所の割り振りや生活スペースのレイアウト作りを体験するなどして、地域住民の防災意識の向上を図ります。

そのほかの4件は、いずれも例年、もしくは過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

ありがとうございました。

それでは、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山口委員

事務局報告事項（1）の小平市立学校に通う生徒の新型コロナウイルス感染について、一つ要望です。

これからインフルエンザなども流行ってきます。特に受験生などは、気持ち的に学校を休みづらい状況になってくることが予想されます。体調不良や感染疑いのある子が躊躇なく欠席できるように、改めて欠席の基準などの周知をお願いできればと思っております。今年度の初めの時点で、こういう基準で学校をお休みしてください、欠席の扱いになりませんということ一度お伝えしていると思うのですが、ここにきてまた少し状況が変わってきておりますし、これから受験や、中学校だと今定期試験の最中ということもありますので、いま一度、休む基準をしっかりと知らせしていただいて、感染が広がらないようにしていただきたいと思っております。併せて、遅れた学習、受けられなかった試験をどうフォローするのかということを学校側にきちんと示していただくと、保護者や子どもたちも安心してお休みができると思っておりますので、今後インフルエンザの季節を控えて、その辺りも一緒に、改めて考えていただきたいと思っております。

○青木委員

だんだんと感染症予防の生活に慣れてきていることもあり、小学生も石けんをつけないで手を洗っている子がいるとか、石けんの空になったボトルに水を詰めて遊んでいるとか、そういう話を聞きますので、長くなった予防生活の見直しというか、もう一度ここでより広がることのないように、きちんと原点に戻った感染防止対策を各学校に指導していただいて、徹底していただければと思います。

○丸山委員

お二方と同じです。無理をせず休んで、なおかつ学力保障がきちんとできる学校として体制を整えていただきたいということと、窓を開けて換気をするということは大切なので、どうしても寒くなってくると、窓を開けないで閉めているところがあるようなので、それをしっかり徹底し

ていただきたいと思います。

○三町教育長職務代理者

マスコミ等でも今一番増えているのが家庭内感染だと言われています。どこかで働いて、そこで感染したお父さんなりお母さんが、家庭に帰って子どもにうつしてしまうということが増えているということで、きっとこれから小平市でも当然起こるべき状況だろうと思います。症状が出ない状態でも学校に来るということですから、これは子どもの慣れだけでなく、学校そのものが感染症予防慣れしているような状況もあるという話も聞いていますので、改めて見直してほしいと思います。例えば、感染防止徹底宣言ステッカーの虹マークが貼ってあってもお店によって、対応がばらばらで危険だと思うことがあります。学校訪問をしましたが、対策に差があります。ですから高いレベルのところに合わせて続けていくという姿勢をぜひ、これは強く指導していくしかないと思います。例えば、アクリル板のようなものがあればいいですけども、ないところは工夫していく、場合によってそういう材料費は予算を用意するなどの支援をして、きちんとできるような対策をしていただけたらと感じているところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○古川教育長

ありがとうございました。

その他のところでご質問やご意見等、ございますか。

○丸山委員

事務局報告事項（４）小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画（令和３年度～令和７年度）素案について、コロナ禍という状況はどうしても外せないことです。この計画においてもコロナ禍というのは意識されているのでしょうか。

○中村教育施策推進担当課長

この計画の内容そのものに新型コロナウイルス感染症の対応については、明記してはおりません。教育活動を進めるにあたっては、様々な新型コロナウイルス感染症対策を講じることは前提と考えております。

○山口委員

要望です。この計画は９年かけて進められてきて、一定の成果が出てきているものと解釈しています。ただ、初めての子育てで目の前にいる子どもが周りの子どもたちと比べて、発達などに遅れがある、ないという判断は、保護者の立場では非常に難しいですし、この９年間の流れを保護者は理解しないで、教育機関につながることになっています。今後の推進計画の策定にあたって、ニーズが多様化していることを踏まえ、変化に即した施策を講じる必要がありますと書かれ

ていますが、こういったニーズは変化のスピードも速く策定した当時と今とでは、変わっているものと思います。

これからパブリックコメントなども募集していく流れのようですが、保護者の立場からすると、明確にこうしてほしいとか、ここが心配というのがある場合はいいですけども、まだ言葉にならないような不安や困り感を持っている方も多いと思います。市民懇談会などのおしゃべりができるような場というのは、保護者の潜在的なニーズを明確にするのに、かなり有効な場になると思います。

今後、市民懇談会が3回予定されていて、市報や市のホームページで告知するということが、可能ならばぜひ学校や幼稚園、保育園など、広く周知していただきたいと思っています。少しでも疑問や不安がある方が懇談会に実際に足を運んでいただけるような、情報の発信の仕方、お知らせの仕方をぜひ工夫してもらえるといいと思っています。

○古川教育長

この懇談会の実施についての周知や案内はどう考えているのでしょうか。

○中村教育施策推進担当課長

現時点においてはホームページと市報で周知をすることになっております。それに加えまして各学校の校長、副校長の連絡会の中でも周知をする予定になっておりますので、そこでどのような形で学校から保護者にお知らせするかは検討してまいります。

○古川教育長

ぜひそういう点も一緒にご指導していただければと思います。

○三町教育長職務代理者

同じところで、お聞きします。

まず、この計画を事前に見せていただいたときに、成果と課題から次につながるところがとても重要だということで、成果と課題のところで気になったところを幾つか指摘させていただきました。それなりに対応した形になり、整合性が取れてきていて分かりやすくなったと思っています。本当に事務局の方はご苦労だったと思います。どうもありがとうございます。

この計画は大変重要な計画だと思っていますし、日本の特別支援教育の推進のためには、この計画が絶対不可欠なものということで、かなり細かく見させてもらっています。

まず、用語の確認ですが、小平市の場合は、障害という害という字は平仮名で書くというのが基本で、それに対して施設名などの固有名詞はそのまま使用しているということでした。国は漢字を使っていますから、そういうものについては整合性を取るということで、私も理解してましたけれども、例えば、第1章、計画策定にあたっての7ページ目に計画の位置付けの中で、関連計画の中に、小平市障がい者福祉計画があります。そして、小平市第六期障害福祉計画、さらに

第二期障害児福祉計画と書かれています。

小平市の計画であれば、計画名を変えればいいと思います。ところが、この福祉関係の障害福祉計画と障害児福祉計画はそのままになっていて、確かに調べてみたら障害者総合支援法では市町村障害福祉計画という言葉は使っています。整合性をどう考えられているのかを教えてください。

それから、2点目は、(仮称)学習補助員の配置についてです。小平市の学校に対する支援体制の中で、統合した形がいいということはあったが、例えば、同じものでもアルバイト、市の職員としての介助員、ボランティアなどがあり、それぞれの立場が違うので、統合するのは難しいという理解でした。今度は身分が変わるわけですから、どういう方向で統合して再構築するのか、今後5年間で進めていく方向性を教えていただけたらと思います。

○中村教育施策推進担当課長

今ご指摘いただきました、この関連計画の害の字ですが、ここについては関係課に再度確認いたします。

学習補助員については、これまでティーチング・アシスタントや介助員、支援員等、様々な職種ごとに学校に配置しておりましたが、広く学校生活や学習面でのサポートする人材を学校の中でもある程度柔軟に配置しながら、個々のニーズに応じた支援ができるように、体制を再構築するという趣旨です。

○三町教育長職務代理者

その趣旨は理解しています。ただ、具体的に今まで入っていた人たちが、それぞれ支払いの形態も違ったりするわけで、そういうものを統合するというのは、どんな方向で統合していくのか、方向性がもし今の段階であれば、知りたいという質問です。

○岡村指導課長補佐

身分や職種の統合に関して、ティーチング・アシスタントは、令和元年度までは有償ボランティアであり、教員免許又は取得見込といった資格要件を設けておりました。介助員、特別支援教育支援員は、臨時職員、アルバイトでした。令和2年度の4月から、全て会計年度任用職員、アシスタント職として法的身分は統一できております。

また現状として、同じ者がティーチング・アシスタントと介助員等を兼務していたということがございます。ティーチング・アシスタントは学級への学習補助、介助員は個人への配置、といった任用や配置基準の違いなど課題がございましたので、職種を統合して、支援できることを広げつつ、学校裁量での柔軟な配置を可能にします。介助が必要な児童・生徒の多い学校もあれば、ティーチング・アシスタントのように普通学級に多く補助が必要な学校もございます。また小学校と中学校では必要性の比重が違いますので、予算配当の中で配置の軽重をつけられるよう、再構築するものでございます。

○三町教育長職務代理者

そういうことであれば、推進していただけるといいと思います。私のイメージでも、例えば介助員という身分の場合は、介助であって学習補助はしないと、そういうことが現実に言われていて、それをさせたということで支援学級の先生が指導を受ける。そういうことは小平市ではないと思いますけれども、ほかの自治体ではあります。だから、そういう意味では全部同じ身分で、どうすることもできるということを明確に定義されていれば、こういう形のものありがたいと思いますので、期待しております。

○青木委員

私も、この（仮称）学習補助員のところで少し気になりました。支援学級の補助員ということで、やはりほかのクラスに入られる方とは言葉の掛け方やその行動の見方というのが変わってくると思います。そういう方は何か特別な資格などを有する方という形で考えられているのか質問します。

○岡村指導課長補佐

教員免許といった資格は求めない方向で検討しています。その代わり専門性を担保できるような研修の機会を定期的に設けていきたいと考えております。

○丸山委員

事務局報告事項（５）寄附の受領について、伺います。小川家文書目録について、詳しくお教えいただきたいと思います。

○利光中央図書館長

こちらは小平市立図書館にもともと小川様から昭和50年に寄託をされていたものが大部分でございます。ここで小川様からご自宅の蔵を取壊しされるということで申出がありまして、本年6月に私どもの職員が伺って、地割図の原本など、新たに寄贈を受けることとなりました。その際に従来寄託を受けていたもの一式、全て合わせますと約1万2,000点近くになるのですが、そちらにつきましても寄附をしたいという申出をいただきましたので、今回手続に入ったというものでございます。

○丸山委員

ありがとうございました。1万数千点というのを寄贈していただいたということで、とてもありがたいですし、小平のルーツの文書ですので、ぜひ調査研究もまたそれを活用していただきたいと思います。

○三町教育長職務代理者

寄附の受領について、質問させていただきます。

坂本龍馬杯武州剣道大会実行委員会は、どういう団体で、どういう人が対象になるのでしょうか。

それからもう一点は、事務局報告事項（6）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、米村でんじろうサイエンスショーおもしろ科楽館は有償か無償かのどちらなのでしょうか。

○市川教育総務課長

まず、1点目の寄附の経過でございます。武州幕末龍馬会という東村山市の渡部市長を会長とする団体が母体としてございます。その構成員の方々が、毎年この坂本龍馬杯武州剣道大会を開いていらっしゃるしまして、東村山市で開催しながら近隣市の小平市も含めた子どもたちを幅広く、招いて開催されてます。

本年は新型コロナウイルス感染症の影響で、中止になりましたので、その代わりに高知市の教育委員会が発行している書籍を小学校の図書館へ寄贈させていただきたいというお申出がございましたので、これを受けさせていただいたものでございます。

2点目の後援名義の使用承認の米村でんじろうサイエンスショーおもしろ科楽館でございます。こちらについては有償ということで、予約の場合が2,800円、当日券の場合は3,000円という単価の設定がございます。

○三町教育長職務代理者

分かりました。ありがとうございます。結構3,000円というのは大きいですが、基準として有償でも、この程度であれば問題ないと判断できる金額として理解してよろしいのでしょうか。

○市川教育総務課長

失礼しました。金額のほうの訂正をさせていただきます。

先ほど申し上げた金額は、過去の事例の金額でございました。今回の設定ですが、一般の方が2,800円で、それからルネこだいらの会員になられている方が2,520円という金額の設定でございます。これについては、事業の収支予算書をいただいておりますが、金額の収入の設定につきましては、特に小平市教育委員会後援名義等使用承認事務要綱に触れるものではございませんので、問題なく承認してよろしいものと認識しております。

○三町教育長職務代理者

理解しました。営利目的ではないという判断でよろしいのでしょうか。

○市川教育総務課長

特に私的な利益を目的としたものではないと判断しております。

○三町教育長職務代理者

分かりました。

○古川教育長

それでは、ほかの委員の方々よろしいですか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

以上で事務局報告事項を終了いたします。

(議案)

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

はじめに、議案第26号、令和2年度教育予算の補正の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

○川上教育部長

議案第26号、令和2年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会12月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入はございません。

歳出につきまして、保健体育費で1,369万3,000円を減額いたします。

減額の理由でございますが、学校給食センター更新スケジュールの見直しにより、今年度は代替給食の調理・配送等委託を行わないことから減額するものでございます。

次に、繰越明許費でございます。

地方公共団体の予算は、会計年度独立の原則が適用されておりますが、学校給食センター更新スケジュールの変更により、一部業務について、年度内の完了が見込めないことから、特別にこれを翌年度に繰り越すため、繰越明許費を設定いたします。

次に、債務負担行為でございますが、これは、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。

令和4年度の代替給食提供期間が延長となることから、令和3年度から令和4年度までの間に設定しております学校給食センター代替給食の調理・配送・配膳業務委託の債務負担行為について、設定額を増額いたします。

○古川教育長

質疑に移ります。

○三町教育長職務代理人

委託料を返すというのは理解できたのですが、その後の繰越、債務負担行為を分かるように説明してください。

○飯島学務課長

今回の補正予算は、大きく二つのことを、この3枚に分けて記載しております。一つ目は、1枚目の歳出が減額になっているもので、これは代替給食の時期が後ろ倒しに変更になったことにより、減額になるものでございます。それに伴い、3枚目の債務負担行為につきまして、補正前の3億9,000万円が、補正後は4億1,000万円になっております。こちらが、代替給食が令和5年1月までになったことにより、年度で区切ると後ろの年度の支出額が増えることとなりますので、債務負担行為として増額する内容になっております。

二つ目は、2枚目の繰越明許になります。現学校給食センターの解体工事に伴い、排水施設や清掃などの委託につきまして、本来であれば、当初予算で編成したものは3月末までに全ての執行を終えることとなりますが、解体工事の時期が後ろ倒しとなり、4月まで延びることから、今年度の予算を来年度まで使えるように繰越をするという内容で、新たな予算を必要としているものではございません。

○三町教育長職務代理人

簡単に言うと今年度の持っている財布で4月以降に払うということで分かりました。補正で消えた分の金額が単純に乗らないのは何かあるのでしょうか。

○飯島学務課長

1枚目に記載してあります今年度の減額は1,300万円ほどになっております。3枚目の債務負担行為は、2,200万円ほどの増額になります。こちらにつきましては、代替給食の期間が従来の予定より1か月延長しておりますので、総額として800万円程度増額となっております。

○三町教育長職務代理人

理解しました。

○古川教育長

ほかに質疑はございませんか。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を省略し、採決を行います。

議案第26号、令和2年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

15時20分まで休憩いたします。

午後3時1分 休憩